

お問い合わせは

2013年4月吉日

弊社ご契約大学・団体様に 朗報です！

2013年5月ご出発分から、弊社危機
管理サービスがグレードアップ！

もちろん皆様から差額はいただきません！

日本アイラック株式会社

CS事業部

(大学及び企業向け危機管理サービスを担当)

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-2-1 四谷三菱ビル6F

TEL:03-5360-1391 FAX:03-5360-1390

E-mail: CS@i-rac.co.jp



事故対策費用補償制度の適用範囲を大幅拡充

皆様のメリット① 救援者費用が適用される通算入院日数が7日から3日に！

5月出発分からは海外旅行保険と同一の適用範囲(通算入院日数3日)に拡大となります。

皆様のメリット② 暴動、既往症による入院が補償対象に！

Q1 「事故対応費用補償制度」とは？

A1 万が一の事故の際に、派遣元大学・団体様の処理対応にかかる費用を補償します。

被保険者は、海外旅行保険＝渡航者様に対し、事故対応費用補償制度＝派遣元の大学・団体様となり、『補償限度額×事故遭遇参加者数』を上限として補償します。

Q2 具体的に何の費用を補償してくれるの？

A2 事故対策費用補償制度は、大学・団体様の事故対応における下記の費用を補償します。

① 救援者費用：参加者の親族が看護、捜索、救援などの目的で現地に赴く諸費用。(交通費/宿泊費/渡航手続費/遺体移送費/遺体処理費/傷者移送費)

注 通算入院日数が3日以上6日までの場合は、1名のみ適用。(7日以上は2名まで)

② 事故対応費用：学校が事故処理のため、教職員または代理人を現地に派遣する諸費用。(交通費/宿泊費/渡航手続費/出張手当/ランドオペレータ費/通信費/現地捜索費事故対策本部などの対応施設借上費および参加者親族の宿泊交通費)

③ 臨時費用：①②が支払われる場合は、その合計金額の20%を追加してお支払いします。(30万円×事故遭遇参加者が限度となります)

Q3 『7日が3日になった』というのは、何のこと？

A3 事故対策費用補償制度が適用となる事故は下記記載中の「7日以上」が5月出発以降、救援者費用に限って「3日以上」に適用が拡大されるのが、今回の改正点です。

- 事故により死亡、または通算して7日以上入院したとき
- 有毒ガスや有毒物質の中毒により死亡、または通算して7日以上入院したとき
- 事故により遭難、または行方不明により、48時間を経過しても発見されないとき
- ハイジャックや誘拐など、身体に不当な支配を受け行動の自由を妨げられたとき
- 疾病により死亡、または継続して7日以上入院したとき
- 自殺行為により死亡、または継続して7日以上入院したとき

更に「暴動」と「既往症」が適用となる今回の変更は、大学・団体様にとってメリットが多いことがご理解いただけると思います。

※事故対策費用補償制度の改定は2013年5月出発分より適用します。2013年4月末日までに出発したものは対象となりませんので、予めご了承下さい。

※これによって少くない差額が発生しますが、この分は弊社が負担し料金の値上げは行いません。